

# 平成 16 年度税制改正案の概要

## 平成 16 年度税制改正（案）の概要

- 持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、平成 15 年度税制改正に続き切れ目のない施策を実施。
  - ※ 平成 15 年度税制改正により、平成 16 年度においても、国税・地方税 1.5 兆円の減税

### デフレ不況から脱却するため、住宅・土地など資産の活用による経済活性化を後押し

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 住宅ローン減税 .....         | 1 |
| 居住用財産の譲渡損失の繰越控除 ..... | 2 |
| 土地譲渡益課税 .....         | 3 |
| 金融・証券税制 .....         | 4 |

### 将来の日本経済発展の鍵を握る中小企業、ベンチャー企業を思い切って支援

|                |   |
|----------------|---|
| ベンチャー支援 .....  | 5 |
| 事業承継の円滑化 ..... | 6 |

### 金融・産業の構造改革を促進し、企業の競争力を強化

|                   |   |
|-------------------|---|
| 欠損金の繰越期間の延長 ..... | 7 |
| 連結付加税の廃止 .....    | 7 |

### 若い世代もお年寄りも、収入に応じた公平な負担をお願いするため、年金税制を見直し

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 公的年金等控除・老年者控除の見直し .....  | 8 |
| 確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げ ..... | 8 |

### 「国から地方へ」の考え方の下、地方分権を推進。

|               |   |
|---------------|---|
| 地方分権の推進 ..... | 9 |
|---------------|---|

### 経済のグローバル化に対応し、持続可能な成長を実現するため、国際的な投資交流を促進

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 日米租税条約の改正と関連国内法令の整備 ..... | 10 |
|---------------------------|----|

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| (参考 1) 平成 16 年度の税制改正による増減収額概算 ..... | 11 |
|-------------------------------------|----|

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| (参考 2) 平成 15 年度税制改正の(国税)骨子 ..... | 12 |
|----------------------------------|----|

デフレ不況から脱却するため、住宅・土地など資産の活用による経済活性化を後押し。

住宅ローン減税

- 持ち直している景気情勢に十分配慮。  
⇒ 平成 16 年分については、平成 15 年分と同じ制度で延長。
- 計画的な持家の取得を支援。  
⇒ 平成 17 年分から平成 20 年分について、高額ローンも対象とする制度から、中堅層のローン水準を対象とする制度に減税を重点化しながら延長。

【改正案】

平成 16 年 居住分

(ローン残高)  
～5,000万円  
1～10年目 1.0%

| 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 年目 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |    |

(単位：万円)

平成 17 年 居住分

(ローン残高)  
～4,000万円  
1～8年目 1.0%  
9・10年目 0.5%

| 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 年目 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 20 | 20 |    |

(単位：万円)

平成 18 年 居住分

(ローン残高)  
～3,000万円  
1～7年目 1.0%  
8～10年目 0.5%

| 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 年目 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 15 | 15 | 15 |    |

(単位：万円)

平成 19 年 居住分

(ローン残高)  
～2,500万円  
1～6年目 1.0%  
7～10年目 0.5%

| 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7    | 8    | 9    | 10   | 年目 |
|----|----|----|----|----|----|------|------|------|------|----|
| 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 12.5 | 12.5 | 12.5 | 12.5 |    |

(単位：万円)

平成 20 年 居住分

(ローン残高)  
～2,000万円  
1～6年目 1.0%  
7～10年目 0.5%

| 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 年目 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 10 | 10 | 10 | 10 |    |

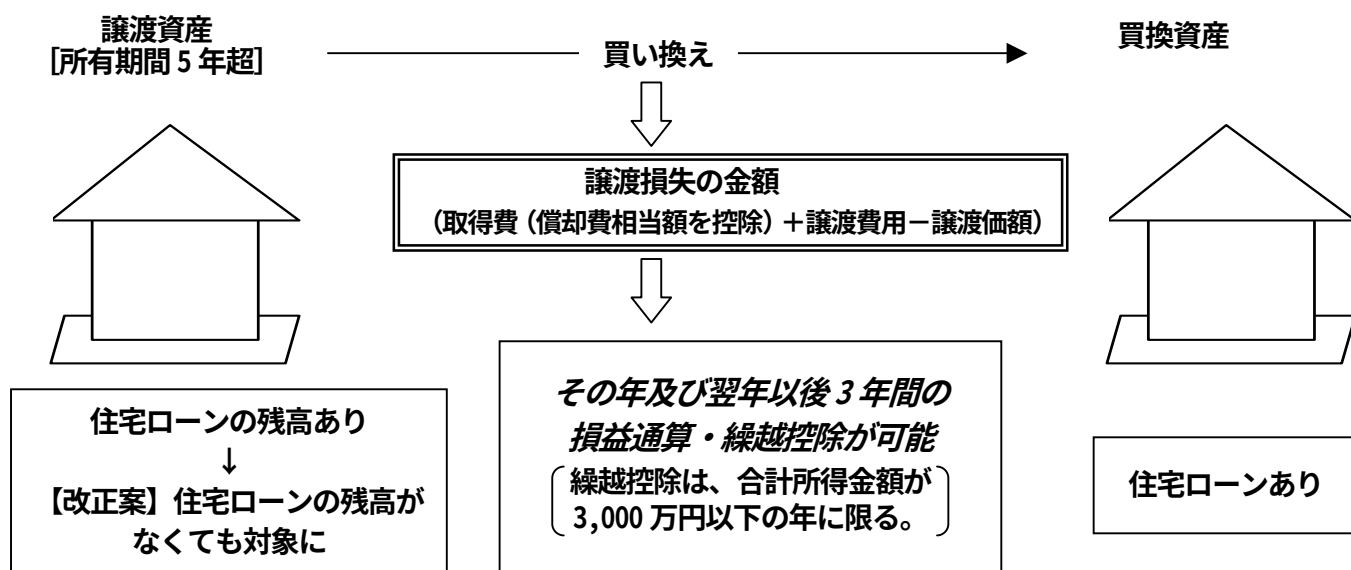
(単位：万円)

## 居住用財産の譲渡損失の繰越控除

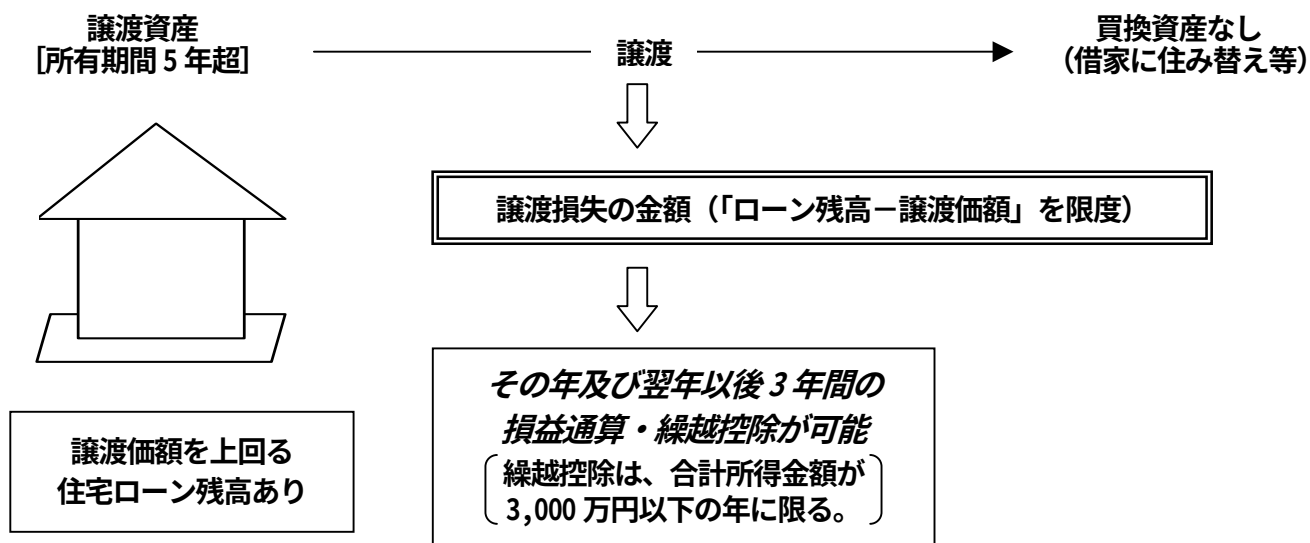
- 住宅の価格が下がって困っている方の住み替え、新生活への再出発を支援。  
⇒ 現在住んでいる住宅を譲渡した場合に発生した損失を、一定の要件のもと住宅を売った年及びその後3年間の総所得から控除できる制度を拡充・創設。

### 【改正案】

1. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度について、譲渡資産に係る住宅ローンの残高がない場合を適用対象に追加したうえ、適用期限を3年延長。



2. 買換えの場合に加え、借家に住み替える等の場合についても、譲渡価額を上回る住宅ローン残高がある場合には、その差額を限度として、譲渡損失の繰越控除を認める制度を創設。



## 土地譲渡益課税

- 株式に対する課税とのバランスを考慮しつつ、土地取引の活性化を後押し  
⇒ 土地譲渡益の税率を、株式などの他の資産から生ずる所得と同様 20%（現行 26%）に引下げ。

|              | 土地、建物の譲渡所得                                               | （参考）株式譲渡所得             |
|--------------|----------------------------------------------------------|------------------------|
| ○ 税 率        | 【現行】長期 26%（所得税 20%・住民税 6%）<br>⇒ 【改正案】20%（所得税 15%・住民税 5%） | 原則 20%（所得税 15%・住民税 5%） |
| ○ 他の所得との損益通算 | 【現行】可 ⇒ 【改正案】不可                                          | 不可                     |
| ○ 各種特別控除     | 【現行】あり<br>⇒ 【改正案】100 万円特別控除は廃止<br>その他の特別控除は存置            | なし                     |
| ○ 長期・短期の区分   | 【現行】あり<br>⇒ 【改正案】区分は存置<br>短期 52% → 39%                   | なし                     |

※ これらの改正のうち、税率の引下げは平成 16 年 1 月 1 日以後の譲渡について適用し、損益通算及び 100 万円特別控除の廃止は平成 16 年分以後の所得税及び平成 17 年度分以後の個人住民税について適用。

## 金融・証券税制

- 金融資産性所得に対する課税の一体化、簡素化に向けた取組みを更に進め、身近な投資商品である投資信託をさらに利用しやすく。
  - ⇒ 公募株式投資信託の譲渡益に対する税率を上場株式並みの 10% に引下げ。譲渡損失は 3 年繰越控除の対象に。

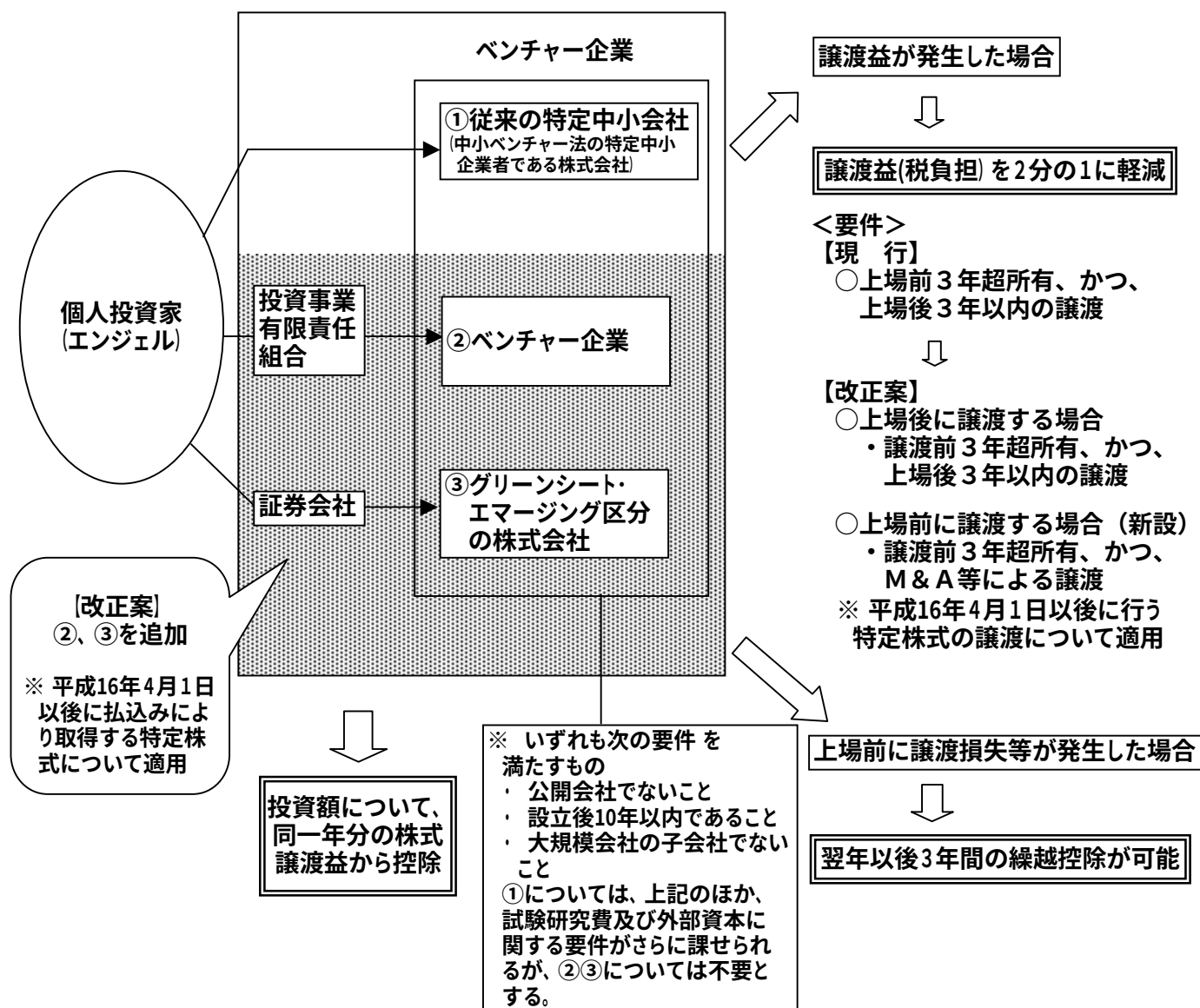
|               | 公募株式投資信託                                                                                                                                       | (参考) 上場株式・ETF 等                                                                        |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 譲 渡 所 得     | <p>【現行】 26%申告分離課税<br/>(所得税 20%・住民税 6%)</p> <p>⇒ 【改正案】 20%申告分離課税<br/>(所得税 15%・住民税 5%)</p> <p>※ 平成 19 年 12 月 31 日までは、10%<br/>(所得税 7%・住民税 3%)</p> | <p>20%申告分離課税(所得税 15%・住民税 5%)</p> <p>※ 平成 19 年 12 月 31 日までは、10%<br/>(所得税 7%・住民税 3%)</p> |
| 特定口座での<br>取扱い | <p>【現行】 × ⇒ 【改正案】 ○</p> <p>※ 銀行等においても特定口座の開設を可能に。</p>                                                                                          | ○                                                                                      |
| 譲渡損失の<br>繰越控除 | 【現行】 × ⇒ 【改正案】 ○                                                                                                                               | ○                                                                                      |
| ○ 配 当 所 得     | <p>20%源泉徴収(所得税 15%・住民税 5%)</p> <p>※ 平成 20 年 3 月 31 日までは、10%<br/>(所得税 7%・住民税 3%)</p>                                                            | <p>20%源泉徴収(所得税 15%・住民税 5%)</p> <p>※ 平成 20 年 3 月 31 日までは、10%<br/>(所得税 7%・住民税 3%)</p>    |
| 申告不要          | 適 用<br>(上限なし)                                                                                                                                  | 適 用<br>(上限なし)                                                                          |
| 配当控除          | 適 用 (1/2)                                                                                                                                      | 適 用                                                                                    |

# 将来の日本経済発展の鍵を握る中小企業、ベンチャー企業を思い切って支援。

## ベンチャー支援

- ベンチャー企業への投資を促進し、起業家の資金調達を支援  
⇒ エンジェル税制の対象となるベンチャー企業の拡大、非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ（26%→20%）により、ベンチャー投資の魅力を向上。

## 1 エンジェル税制の拡充



## 2 非上場株式の譲渡益課税の税率引下げ

**[現行]**

26%（所得税20%、住民税6%）

**[改正案]**

20%（所得税15%、住民税5%）

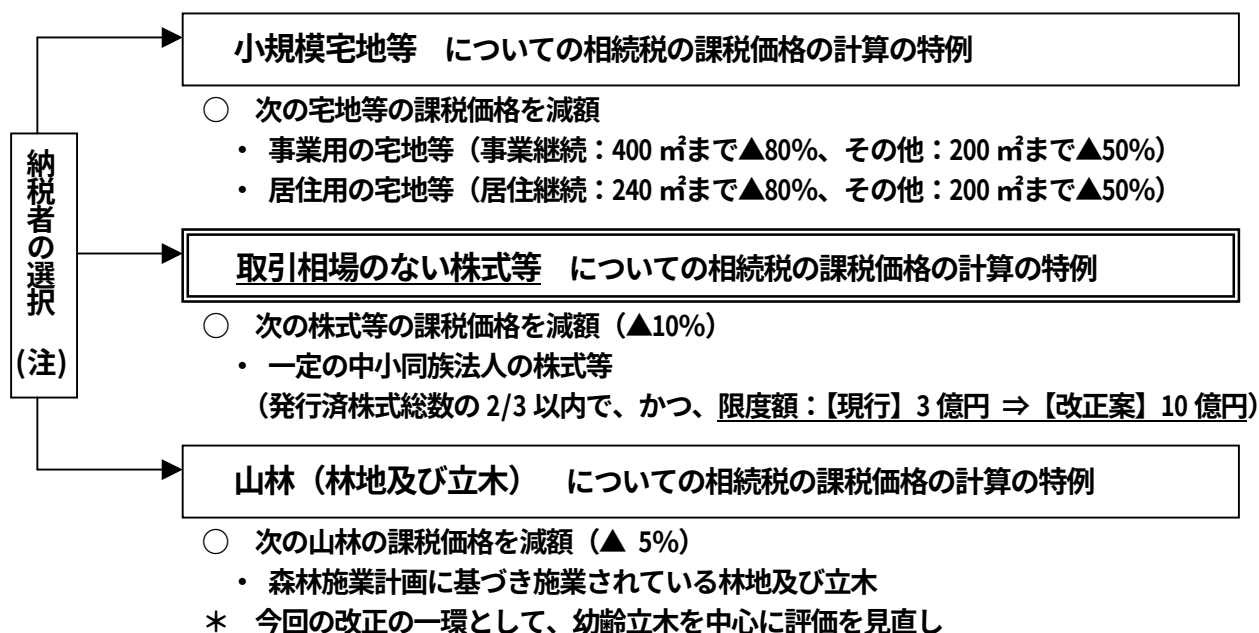
※平成16年1月1日以後に行う非上場株式の譲渡による所得について適用

## 事業承継の円滑化

- 中小企業の経営者の世代交代に伴う事業の承継を円滑化  
⇒ 中小同族株の相続税の軽減特例を拡充するとともに、非上場株式に対する譲渡益課税を軽減し、事業承継を支援。

### 【改正案】

1. 中小同族株の相続税の課税価格の特例の対象となる中小同族株式等の価額の上限を 10 億円(現行 3 億円) に引上げ。

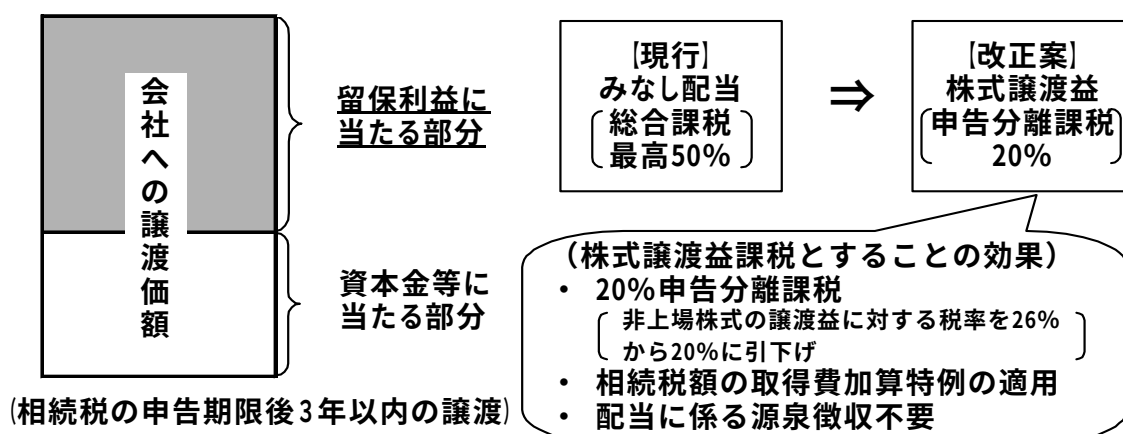


(注) 選択した一の特例の適用部分がその特例の上限に満たない場合、その満たない割合分まで他の特例の併用が可能。

2. 非上場株式の譲渡益に対する税率を 20% (所得税 15%・住民税 5%) に引下げ。

3. 非上場株式 (相続財産) をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例を創設。

相続税納税のための自己株式売却を容易にすることにより、第三者への経営権の分散を防止し、事業承継を円滑化。





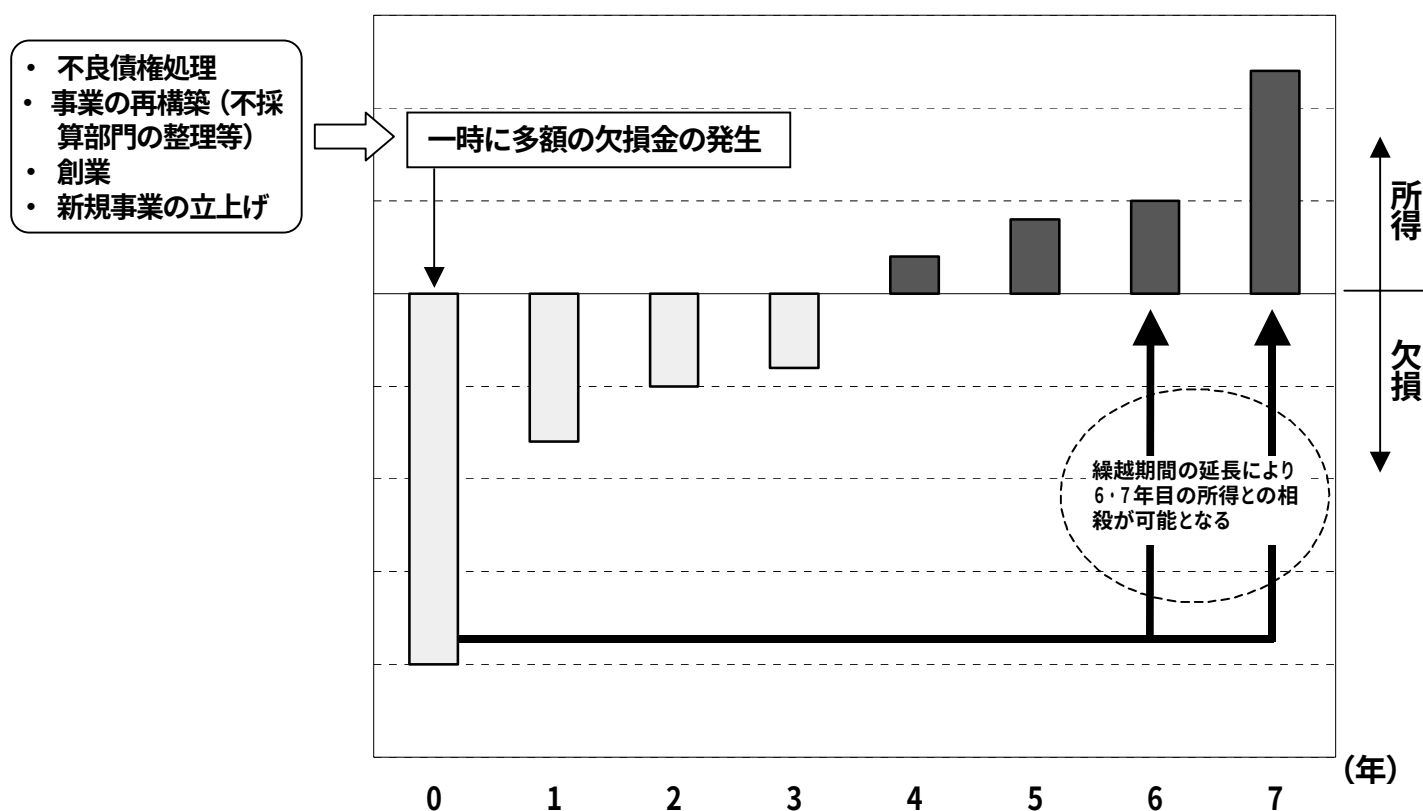
## 金融・産業の構造改革を促進し、企業の競争力を強化。

### 欠損金の繰越期間の延長

- 不良債権処理や事業の再構築を思い切って進める企業を支援し、金融・産業の一体的再生を促進。
- 創業や新規事業の立上げなど赤字を伴う企業活動を支援。

⇒ 欠損金の繰越期間を5年から7年に延長。  
これに併せ、帳簿書類の保存期間及び除斥期間を延長。

(注) 平成13年4月1日以後に開始した事業年度に生じた欠損金について適用。



### 連結付加税の廃止

- 連結納税制度の活用を促し、企業の事業再編を支援。

(注) 連結付加税は、平成14年度税制改正において、連結納税制度の創設に伴い、2年間の措置として導入（付加税率2%）。

若い世代もお年寄りも、収入に応じた公平な負担をお願いするため、年金税制の見直し。

### 公的年金等控除・老年者控除の見直し

- 世代間及び高齢者間の公平を確保。
  - ⇒ ・ 公的年金等控除の 65 歳以上の者の上乗せ措置を廃止。
  - ・ 老年者控除を廃止
- 標準的又はそれ以下の年金だけで暮らしているお年寄りの方には十分に配慮。
  - ⇒ 老年者特別加算として、65 歳以上の者の公的年金等控除の最低保障額を 50 万円加算する特例措置を講ずる。

#### 年金収入世帯の所得税負担の変化

| 年金収入                             | 【現行】<br>(平成 16 年まで) | ⇒ | 【改正案】<br>(平成 17 年から) | (参考)<br>サラリーマン世帯 |
|----------------------------------|---------------------|---|----------------------|------------------|
| 365 万円(夫 285 万円(注 1)、専業主婦 80 万円) | 税負担なし               | ⇒ | 6 万円                 | 10 万円            |
| 285 万円(夫 205 万円(注 1)、専業主婦 80 万円) | 税負担なし               | ⇒ | 税負担なし                | 6 万円             |

(注) 1. 課税最低限

年金収入世帯：【現行】 285.5 万円 ⇒ 【改正案】 205.3 万円

(参考) サラリーマン世帯：156.6 万円

2. モデル年金：〔夫〕 厚生年金（基礎年金含む） 203.5 万円〔妻(専業主婦)〕 国民年金 79.7 万円

### 確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げ

- 自助努力を支援する観点から、確定拠出年金制度の拠出限度額を引上げ。

|     |             | 【現 行】                  | 【改正案】                  |
|-----|-------------|------------------------|------------------------|
| 企業型 | 他の企業年金がない場合 | 3.6 万円<br>(年額 43.2 万円) | 4.6 万円<br>(年額 55.2 万円) |
|     | 他の企業年金がある場合 | 1.8 万円<br>(年額 21.6 万円) | 2.3 万円<br>(年額 27.6 万円) |
| 個人型 | 企業年金がない場合   | 1.5 万円<br>(年額 18.0 万円) | 1.8 万円<br>(年額 21.6 万円) |

## 「国から地方へ」の考え方の下、地方分権を推進。

### 地方分権の推進

- 三位一体改革の一環として、税源移譲を実施。

#### 【 改正案 】

1. 平成 18 年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、それまでの間の暫定措置として、平成 16 年度において所得譲与税（仮称）を創設し、所得税の税収の一部を地方へ譲与する。
2. 所得譲与税による平成 16 年度の税源移譲額は 4,249 億円とし、人口を基準として都道府県及び市区町村へ譲与する。

**経済のグローバル化に対応し、持続可能な成長を実現するため、国際的な投資交流を促進。**

### 日米租税条約の改正と関連国内法令の整備

- 我が国の条約ポリシーを見直し、日米租税条約をおよそ 30 年ぶりに全面改正。
  - ⇒ 世界第 1、第 2 の経済大国である日米間の投資交流を促進。
  - ⇒ 日米両国における投資交流の促進により、更なる雇用の創出、競争の促進等を通じた産業構造の変革が期待。
- 今後、他国との租税条約についても、新しい条約ポリシーに沿って改正。
- 日米新租税条約等の実施のための環境整備として関連国内法令を見直し。

#### 1. 投資所得（配当、利子、使用料）の源泉地国の課税を減免

|     | 【現 行】                 |     | 【改 正 案】                    |
|-----|-----------------------|-----|----------------------------|
| 配 当 | 親子間配当<br>(持株割合 10%以上) | 10% | 免税<br>(持株割合 50%超)          |
|     |                       |     | 5 %<br>(持株割合 10%以上 50%以下)  |
|     | ポートフォリオ配当<br>(その他)    | 15% | 10%<br>(その他)               |
| 利 子 | 10%                   |     | 10%<br>(但し、金融機関が受け取る利子は免税) |
| 使用料 | 10%                   |     | 免税                         |

(注) アメリカが租税条約で配当を免税としている国は我が国以外にイギリス、オーストラリア、メキシコのみ（但し、持株割合は 80%以上と制限されている）。

#### 2. その他の措置

- ・ 両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に対して新条約を適用。
- ・ 免税措置の拡大に併せて租税回避行為を包括的に防止する措置を導入。

国内法令に  
についても整備

## 平成16年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

| 改 正 事 項                        | 平 年 度   | 初 年 度   |
|--------------------------------|---------|---------|
| 1 住宅・土地税制                      |         |         |
| (1) 住宅ローン減税の見直し                | △ 2,110 | △ 40    |
| (2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の拡充 | △ 20    | -       |
| 計                              | △ 2,130 | △ 40    |
| 2 中小企業関連税制                     |         |         |
| 取引相場のない株式等の相続税の課税価格の計算の特例の拡充   | △ 20    | △ 10    |
| 3 法人税制                         |         |         |
| (1) 欠損金の繰越期間の延長                | △ 1,270 | -       |
| (2) 連結付加税の廃止                   | △ 650   | △ 530   |
| 計                              | △ 1,920 | △ 530   |
| 4 年金税制                         |         |         |
| (1) 公的年金等控除の見直し                | 1,160   | 190     |
| (2) 老年者控除の廃止                   | 1,240   | 210     |
| (3) 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ           | △ 120   | △ 10    |
| 計                              | 2,280   | 390     |
| 5 その他                          |         |         |
| (1) 企業関係租税特別措置の整理合理化           | 120     | 100     |
| (2) 青色申告特別控除の見直し               | △ 10    | -       |
| 計                              | 110     | 100     |
| 小 計                            | △ 1,680 | △ 90    |
| 6 税源移譲                         |         |         |
| 所得譲与税(仮称)の創設に伴う減収              | △ 4,250 | △ 4,250 |
| 一般会計分 計                        | △ 5,930 | △ 4,340 |

(注) 1. 上表の計数については、10億円未満四捨五入によっている。

2. 住宅ローン減税の見直しによる平年度減収額は、平成16年から20年までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収額の平均と改正前の制度(16年中に居住の用に供する場合に適用される制度)を適用した場合の減収額との差額を計上している。

3. 所得譲与税(仮称)の創設に伴う交付税及び譲与税配付金特別会計の増収額は4,249億円である。

- 経済・財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の構築に向けた広範な改正を実施。

※ 国・地方合わせて平成 15 年度は約 1.8 兆円、平成 16 年度は約 1.5 兆円の減税。多年度で税収中立。

#### わが国企業活動の活性化、産業競争力の強化

- 研究開発減税（試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設等）
- 設備投資減税（IT 投資促進税制の創設等）

#### 活力ある中小企業への支援

- 研究開発減税の上乗せ、同族会社の留保金課税の一部停止、少額減価償却資産の特例制度の創設、交際費課税の緩和、エンジェル税制の拡充

#### 次世代への資産移転の円滑化等

- 相続税・贈与税の一体化措置の創設  
（住宅取得資金については特例を創設）
- 相続税・贈与税の最高税率の引下げを含む税率構造の見直し

#### 「貯蓄から投資へ」の改革

- 上場株式等の譲渡益、配当及び公募株式投資信託の収益分配金に対し、5 年間優遇税率を適用
- 上場株式等の譲渡益、配当及び公募株式投資信託の収益分配金について、源泉徴収のみで納税が完了する仕組み（申告不要制度）の導入

#### 土地の有効利用の促進

- 登録免許税の大幅な軽減

#### 所得税の人的控除の簡素化等

- 配偶者特別控除（上乗せ部分）の廃止  
（注）16 年 1 月 1 日から実施

#### 消費税に対する信頼性・透明性の向上

- 中小特例措置（免税点制度、簡易課税制度）の大幅な縮減
- 申告納付回数の増加
- 総額表示方式の義務付け  
（注）16 年 4 月から実施

#### 酒税・たばこ税の見直し

- 酒類間の税負担格差の縮小
- たばこ税の税率の引上げ

#### その他

- NPO 税制の拡充
- 自動車関係諸税の税率の特例措置の期限延長  
等